登録再生利用事業に係る料金について

令和３年１２月６日

お得意様　各位

住　　所　愛知県あま市西今宿平割四 78 番地
氏　　名　愛知化製事業協業組合
　　代表理事　堀田光政
電話番号　052-444-3366

令和 3 年 11 月 25 日付けで登録を受けた再生利用事業について、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第１５条第１項の規定により、下記のとおり再生利用事業に係る料金を定めたのでご報告致します。

記

登録番号	２３－２６
登録年月日	令和 3 年 11 月 25 日
料金の額	０円～５円 ／ １Ｋｇ
事業の内容	飼料化事業　肥料化事業　油脂化事業
料金の算出根拠	豚・鶏骨、豚・鶏内臓、エキス粕は基本的に有価物のため処分料は発生しないが、取引量や状態等により処理料金を設定。